

公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 22 日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤 義彦

1 工事の概要

(1) 工 事 名 因幡霊場内部改修（機械）工事

(2) 工事場所 鳥取市 八坂 地内

(3) 工事内容

ア 既存の空調設備、衛生設備等を改修し、安全で快適な環境を確保しようとするものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気工事及び火葬炉改修工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の概要、構造、規模等

ア 対象となる建築物

(ア) 火葬棟 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 1,888.49 m²

(イ) 待合棟 鉄筋コンクリート造 平家建て 延べ床面積 1,285.65 m²

イ 内容

(ア) 冷温水発生機、冷却塔、全熱交換機等の改修

(イ) 空調に係る中央監視システムの改修

(ウ) 空冷ヒートポンプエアコンの改修

(エ) 受水槽及び給水ポンプの改修

(オ) 便所改修に係る衛生設備、給排水配管の改修

(5) 工 期 本契約の締結の日から令和 9 年 2 月 19 日まで

(6) 予定価格 金 265,300,000 円（消費税及び地方消費税を除いた額）

(7) 支払条件

ア 令和 7 年度 契約額の 40%に相当する額を超えない額

イ 令和 8 年度 契約額から令和 7 年度に支払う額を差し引いた額

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体に関する要件

ア 共同企業体は、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町又は八頭町（以下「東部地区」とい

う。)のいずれかに本店を有する2又は3者による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上とし、3者の場合は20%以上とする。

ウ 代表者は、(2)及び(3)の資格を満たす者のうち、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、その出資比率が同じ場合は構成員によって決定された者とする。

エ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業（管工事）の許可を受けている者であること。

ウ 技術資料等の提出時において、東部地区のいずれかの建設工事に係る競争入札参加資格の管工事の入札参加資格を有する者であること。

エ 公告の日から本件入札の日までのいずれの日においても、鳥取県東部広域行政管理組合入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年5月1日制定）の規定に基づく指名停止又は東部地区のいずれにおいても指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、4の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日までに改めて入札資格を付与されていること。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

キ 他の共同企業体の構成員との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

(ア) 資本関係 次のいずれかに該当する関係をいう。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係をいう。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 (ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係をいう。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 4の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日において、鳥取市又は鳥取県の管工事のA級に格付けされている者であること。

イ 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又

は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、1棟（簡易な廊下で接続されたものを除く。以下同じ。）の延べ床面積が1,600㎡以上の新築、改築又は増築（以下「新築等」という。）の工事の管工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次の基準を満たす監理技術者を専任で配置できる者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項に規定する技術検定（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項の表の上欄に掲げる検定種目を管工事施工管理とした合格証明書の交付を受けている者（以下、「管工事施工管理技士」という。）のうち、同条第2項に規定する区分を一級とするものであること。

(イ) 当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(ウ) 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、1棟の延べ床面積が1,600㎡以上の新築等の工事の管工事に、元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については出資比率が20%以上のものに限り、当該工事に現場代理人として従事していた者については当該工事の施工時に(ア)に該当していた者に限る。

(エ) 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、かつ同法第26条第5項の登録を受けた講習を受講している者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

ア 4の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日において、鳥取市又は鳥取県の管工事のA級又はB級に格付けされている者であること。ただし、B級にあつては、工事箇所の中学校区又はこれに隣接する中学校区に本店を有する者に限る。

イ 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、新築等の工事の管工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次の基準を満たす主任技術者を専任で配置できるものであること。

(ア) 管工事施工管理技士であること。

(イ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(ウ) 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の新築等の工事の管工事に、元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については出資比率が20%以上のものに限り、当該工事に現場代理人としてのみ従事していた者については当該工事の施工時に(ア)に該当していた者に

限る。

3 設計業務等の受託者等

- (1) 2の(2)の力の「本件工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者である。

有限会社福田設備設計

鳥取市紙子谷 10 番地 4

代表取締役 福田 洋之

- (2) 2の(2)の力の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者」とは、次のア又はイに該当するものである。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている法人

イ 法人の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該法人

4 技術資料等の作成及び提出

- (1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、鳥取県東部広域行政管理組合公式ウェブサイトに掲載するとともに、次のとおり希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和 7 年 8 月 22 日から同年 9 月 5 日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

鳥取市鍛冶町 18 番地 2

鳥取県東部広域行政管理組合事務局 環境衛生課（3 階）

ウ 鳥取県東部広域行政管理組合公式ウェブサイトのアドレス

<https://www.east.tottori.tottori.jp/>

- (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間、時間及び場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

1 部持参すること。

- (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

5 設計図書を示す場所及び期間

本件工事に係る設計図書の閲覧は、次のとおり行う。

- (1) 閲覧場所 鳥取市鍛冶町 18 番地 2
鳥取県東部広域行政管理組合事務局 環境衛生課（3 階廊下）
- (2) 閲覧期間 令和 7 年 8 月 22 日から同年 9 月 26 日までの日（休日等を除く。）
- (3) 閲覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで

6 設計図書に関する質問及び回答

- (1) 設計図書に対する質問は、令和 7 年9 月 26 日までに鳥取県東部広域行政管理組合事務局 環境衛生課に書面で行わなければならない。
- (2) 前号の質問に対する回答は、令和 7 年9 月 29 日までに書面で、入札参加資格があると認められた者に対し、鳥取県東部広域行政管理組合事務局 環境衛生課から通知する。

7 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
令和 7 年 10 月 3 日午前 10 時
- (2) 入札及び開札の場所
鳥取市鍛冶町 18 番地 2
鳥取県東部広域行政管理組合事務局 分庁舎 2 階会議室
- (3) 開札方法 入札終了後直ちに入札場所にて行う。
- (4) 工事費内訳書
入札参加者は、本件工事の本工事費内訳書を入室時に提出しなければならない。提出しない場合は、この入札に参加することができない。
工事費内訳書の様式は自由とするが、数量、金額、単価等の積算根拠を明らかにするものとし、共同企業体の代表者の印を押印しなければならない。工事費内訳書の金額は、入札書と同額（入札書の記載金額は、端数処理可）とする。共同企業体の代表者の押印のない工事費内訳書及び入札書と同額（入札書の記載金額は、端数処理可）ではない工事費内訳書は無効扱いとなり、入札に参加することはできない。
- (5) 入札保証金
この入札の入札保証金は免除とする。
- (6) 最低制限価格
この入札は、最低制限価格制度を適用する。当該価格より低い入札を行った者は失格とする。なお、鳥取県東部広域行政管理組合では鳥取市建設工事最低制限価格運用要領を準用している。
- (7) 入札を行わない場合
指名する者又は入札に参加する者が 2 者に満たない場合、入札は執行しない。

8 議会の議決

本件の工事請負契約は、鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年条例第 8 号）第 2 条に規定する契約に該当するため、落札後仮契約を締結するものとし、鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決を得て本契約（令和 7 年 10 月下旬予定）とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、鳥取県東部広域行政管理組合は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、鳥取県東部広域行政管理組合は一切の損害賠償の責めを負わない。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県東部広域行政管理組合事務局 環境衛生課（電話 0857-26-0532）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (5) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (6) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。